



大阪大学 第3期中期目標期間
中期目標・中期計画・年度計画
[平成29年度]

第3期中期目標・中期計画とともに

大阪大学では、執行部と部局等の連携のもと、第3期中期目標・中期計画の策定を進めてきましたが、平成28年3月31日付でそれらについて文部科学省から正式な認可を受けました。

中期目標・中期計画は、ミッションの再定義や国立大学改革プランなどの国から提起されている諸課題に対し本学がどのような取り組みを実施するかを公に約するものでもありますが、また同時に本学の特色や将来ビジョンを社会に対して積極的にアピールするツールでもあります。

大阪大学の第3期中期目標・中期計画においては、「OUビジョン2021」で示された理念を踏まえつつ、前文で以下のような基本的な目標を提示し、さらにこれらの目標を具体化するものとして、「教育」、「研究」、「社会連携・社会貢献」、「グローバル化」、「業務運営」の5項目のもとにそれぞれ実施する計画を記載しています。

- 大阪大学は、その源流である懐徳堂と適塾の精神を継承し、世界に開かれた大学、世界に貢献する大学となることを志す。
- 多様な知の協奏と共に創によって、学問の真髄を極める高いレベルの教育研究を追及する。
- 新たな学術領域の創成、専門分野を超えた知の統合学修を通じて地球規模の社会問題を解決し、人間性豊かな社会の創造に大きく貢献する人材を輩出する。

本リーフレットは、第3期中期目標・中期計画と平成29年度の年度計画を、教職員の皆様が参照しやすいように一覧化したものです。

皆様には、本リーフレットを「OUビジョン2021」とともに手元におき、また関係部局の中期計画と年度計画なども参照しつつ、日常の教育研究や社会連携の活動あるいは大学の種々の業務が本学のビジョンや中期目標・中期計画の実現にどのように関わっているのかを常に確認するためにご活用いただければと存じます。

総合計画、評価担当理事
三成 賢次

【参考】

「中期目標」：各国立大学法人の基本理念や長期的な目標を実現するために当面の6年間で各法人が達成しようとする目標を定めるもので、国立大学法人の意見に基づき文部科学大臣によって定められます。

「中期計画」：中期目標に定める内容を達成するための具体的な計画です。これは中期目標の達成状況を把握する際に用いられる具体的な要素でもあり、国立大学法人が作成して文部科学大臣の認可を受けるものです。

「年度計画」：中期計画について年度ごとにどのように遂行していくかを定めたものといいます。

第3期中期目標・中期計画の概要

-第3期中期目標(平成28年3月1日付け(文部科学大臣提示))-

-第3期中期計画(平成28年3月31日付け(文部科学大臣認可)、平成29年3月29日付け(文部科学大臣変更認可))-

中期目標 の前文

- 大阪大学は、その源流である懐徳堂と適塾の精神を継承し、世界に開かれた大学、世界に貢献する大学となることを志す。
- 多様な知の協奏と共に創によって、学問の真髄を極める高いレベルの教育研究を追求する。
- 新たな学術領域の創成、専門分野を超えた知の統合学修を通じて地球規模の社会問題を解決し、人間性豊かな社会の創造に大きく貢献する人材を輩出する。

■第3期中期目標・中期計画の主要事項

教育	研究	社会貢献・社会連携	グローバル化	業務運営
<p>高度な専門知識と豊かな教養、高いデザイン力を有し、社会を牽引する「知」を備えた人材を育成。</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 新たな学位プログラムの構築、高度汎用力教育プログラム等の実施 ✓ 教育の質保証と国際標準化(シラバスの実質化、科目番号制の導入等) ✓ 学事暦の改革によるグローバルな教育交流の強化 ✓ 新たな総合入試制度を平成29年度から導入し、入学定員の約10%を受け入れ 	<p>イノベーションの推進や心豊かで平和な社会の実現のため、学内の多様性を強みとした異分野融合による新たな学術領域の創造と学術研究の推進により、学問の真髄を究める基礎・基盤研究を振興。</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 國際共同研究推進プログラムをはじめとする様々な制度を活用した国際ジョイントラボ等を増加(平成33年度末までに80件) ✓ 異分野融合を含めた学術領域を創成するための母体となる組織の設置(平成33年度末までに10領域程度) ✓ 優れた業績を誇る研究者の招へい(評価運動型年俸制、クロス・アポイントメント制度等の活用) ✓ 若手研究者の支援(若手研究者キャリアアップ支援プログラムやチャレンジ支援プログラム等) 	<p>社会ニーズを先取りしたオープンイノベーションを創出すべく、産学者の戦略的かつ包括的な連携を強化・推進し、本学の研究成果を国内外に広く還元。</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 協働研究所や共同研究講座等の阪大方式の産学連携制度を深化(平成33年度末までに新規テーマに取り組む講座・研究所を40以上設立) ✓ 研究者の研究成果公開などの活動(アウトリーチ活動)の推進 	<p>徹底した「国際化」を全学的に断行することで国際通用性を高め、多様な知の協奏と共創を具現化する世界展開力を強化。</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 学生の海外派遣増加、留学生の受入増加(平成33年度までに派遣8%、受入15%) ✓ 大学間学術交流協定の増加(平成32年度末までに120件) ✓ 外國人教員の増加(平成33年度末までに400名程度) 	<p>総長のリーダーシップのもと、機動的・弾力的な組織運営を行い、構成員の合意形成と透明性の確保を旨とする経営戦略に基づくガバナンスを構築。</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 大学の強みや特色を生かした機動的なガバナンス体制を構築 ✓ 学内資源の戦略的な配分 ✓ 若手研究者の支援(平成33年度末までに、若手教員の割合を30%程度に増加)

第3期中期目標・中期計画・年度計画（平成29年度）

中期目標 (平成28年3月1日 文部科学大臣提示)	中期計画 (平成28年3月31日 文部科学大臣認可) (平成29年3月29日 文部科学大臣変更認可)	年度計画(平成29年度) (平成29年3月31日 文部科学大臣届出)
<p>(前文) 大学の基本的な目標</p> <p>世界には、民族、宗教、言語、制度、習慣などの多様性が存在する。この多様性は、革新的なイノベーションの創出や心豊かな人類社会の営みにとって不可欠である一方で、時として、グローバル社会の健全な発展にとっての障壁にもなりうる。21世紀の人類は、こうした様々な要因が複雑に絡み合って噴出する社会的問題を解決するとともに、最先端の科学や技術開発がもたらす恩恵等を通して、人間性豊かな社会を構築しなければならない。そして、それを成し遂げるためには、学問の府である大学が、学問を介して多様な知の協奏と共創の場になることが必須である。未来を切り拓く原動力はここから生まれる。</p> <p>こうした背景を踏まえ、大阪大学は、その源流である懐徳堂と適塾の精神を継承し、大阪・関西の地から世界に開かれ、世界に貢献する大学として、世界各地より集まる優れた頭脳と才能が互いに切磋琢磨し、その潜在力を最大限に引き出しうる充実した教育研究環境を提供する。新たに構築する教育研究プラットホームでは、異分野融合による新学術領域の創成や専門分野を超えた能動的な知の統</p>		

<p>合学修を通じて、様々な要因が複雑に絡み合っている地球規模の社会的問題を独創的なアプローチで解決するとともに、最先端の科学や技術の発展を推進し、人間性豊かな社会の創造に大きく貢献する人材を輩出する。その結果として、グローバル社会の期待に応える世界屈指の研究型総合大学への進化を目指す。</p> <p>大阪大学は、学問の真髓を極める高いレベルの教育研究を追求するとともに、学問を介して、知識、技能、経験、立場などの多様性を有する人々の相互理解と協働によるコラボレーティブ・イノベーションを推進する。また、「地域に生き世界に伸びる」をモットーとする本学は、国立大学法人としての社会的な責任を自覚し、さらに大阪の市民の力によって生まれた創建の経緯を踏まえつつ、国内外の市民や行政、経済、産業界などの幅広いパートナーと手を携え、社会とともに歩む大学でありたい。さらに本学は、持続的に発展し活力ある社会を創出するための変革を担う人材の育成や新たな価値の創成といった、グローバル社会が求める負託に応えていくものである。</p>		
<p>◆ 中期目標の期間及び教育研究組織</p>		
<p>1 中期目標の期間</p>		
<p>平成 28 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日までの 6 年間とする。</p>		
<p>2 教育研究組織</p>		

この中期目標を達成するため、別表1に記載する学部及び研究科を、別表2に記載する共同利用・共同研究拠点及び教育関係共同利用拠点を置く。		
I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標	I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	
1 教育に関する目標	1 教育に関する目標を達成するための措置	
(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標	(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置	
1. コラボレーティブ・イノベーションを推進するため、学問の真髓を極める能力である高度な専門知識と豊かな教養、高いデザイン力を有し、社会を牽引することができる「知」を備えた人材を育成する。	1－1. 高度な専門知識を身に付けさせるため、新たな科目的企画と提供科目等の見直しを通じて、学位プログラムに基づく社会の要請も踏まえた体系的なカリキュラムに全学的に刷新し、新たに平成29年度から順次提供し、平成33年度までに完成させる。	1－1－1. 各部局において、新学事暦に対応した科目を順次提供するとともに、科目番号(ナンバリング)制度の運用などを通して実効的な教育のあり方を検討し、新カリキュラムにかかるガイドラインの完成を目指す。
	1－2. 学部・大学院において専門分野横断的な学修を通じて、豊かな教養を身に付けさせるため、社会人として求められる知性を養う高度教養教育プログラム等を開発し、全学的に提供する。	1－2－1. 全学教育推進機構等と各部局は、低学年教養教育の新カリキュラムを策定するとともに、新しい学事暦のもとで低学年の教養教育プログラムの実施について検討を進める。 1－2－2. COデザインセンターと全学教育推進機構は、高度教養教育WGが策定した高度教養教育プログラムの実施について検討を進めること。
	1－3. これまで本学が推進してきた異分野融合による知の統合をさらに強化するため、平成29年度に新たな教育研究組織を	1－3－1. マルチリンガル・エキスパート養成プログラムに「英語・英米文化学プログラム」を新設する。また、既存の英語兼修語学を同

	<p>創設する。社会の課題解決の道を見つけるデザイン力を身に付けさせるため、知と社会の統合を推進する高度汎用力（課題発見能力、課題解決能力、社会実践能力）を養う「高度汎用力教育プログラム」（仮称）の導入を平成29年度から開始し、21世紀の教養教育の在り方を提示する本学独自の科目を平成33年度末までに20科目開発する。また、複眼的視野と学際的・俯瞰的な視点を獲得するプログラムである副専攻プログラム、高度副プログラム、マルチリンガル・エキスパート養成プログラム等を開発・整備する。</p> <p style="background-color: #f0f0f0; padding: 2px;">（戦略性が高く意欲的な計画）</p>	<p>ログラム科目として文系各学部に提供する。さらに高度教養教育科目「知のジムナスティックス」として、全学に提供する。アカデミック・イングリッシュサポートデスクの活動を継続、発展させる。</p> <p>1－3－2. C0 デザインセンター及び全学教育推進機構と各部局が協力して、新学事暦に基づいた大学院横断教育プログラムの実施体制を確立する。特に、C0 デザインセンターにおいては、学内兼任教員を高度汎用力教育の企画運営に参加させ、各研究科とより密に連携して高度汎用力教育プログラムの開発を行う。また、コミュニケーションデザイン科目群を改編し、実践・問題発見・問題解決のための基礎となる科目群として主に学部3、4年生と博士前期課程の学生を対象とした「高度汎用力ベーシック（仮称）科目」と、様々な社会的課題に応じた高度汎用力の修得を目指す主に大学院生を対象とした「C0 デザイン科目」を導入する。</p>
	<p>1－4. 言語、文化、慣習を理解し、他者と協働するコミュニケーション力を身に付けさせるため、言語教育、海外派遣プログラム等を実施する。また、平成33年度までに、2年次生の共通教育終了時においてTOEFL (ITP) スコア550点相当以上の者が8%となることを目指す。</p>	<p>1－4－1. 英語教育の高度化と学部低学年から高年次、大学院まで連続する国際性涵養教育の強化のため、新型言語教育実施のためのマルチリンガル教育センター（仮称）の設置を検討するとともに、英語教育改善のための具体的な実施について検討する。</p> <p>1－4－2. グローバルイニシアティブ・センターは、引き続き各部局と協力して短期留学プログラムや短期招へいプログラムを提供するとともに、サマープログラムを実施する。</p>

(2) 教育の実施体制等に関する目標	(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置		
2. 学問を介した多様な知の協奏と共創を実現するための教育研究拠点として教育の質向上を恒常的に行う体制を整え、教育成果を有効にあげられる組織の構築と教育力の強化に取り組むとともに、グローバルな教育交流の実現に向けた教育体制の国際標準化を進める。	2－1. 学修イノベーション機構（仮称）を中心とした教育の内部質保証を進めるための全学的な体制を強化するとともに、グローバル化推進機構（仮称）を中心にグローバル化プログラム（海外派遣、インターン等）を企画・実施する体制を整備する。	2－1－1. 教育室に組織されたカリキュラム改革のためのワーキンググループが、新学事暦における教育の実施体制を確認するとともに、さらなる教育の質向上、グローバル化の推進を目的とした検討を行う。グローバルイニシアティブ・センターは、海外派遣等を企画・実施する体制を整備する。	2－2－1. 各部局は、グローバルイニシアティブ・センターの協力のもと、新学事暦を活用した留学生受入及び海外派遣の短期プログラム（サマープログラム等）を充実させる。
	2－2. 教育資源を有効に活用して教育効果を高め、グローバルな教育交流を強化するため、学事暦の改革を行ない、学位プログラムに沿って授業科目の配置等を見直すことにより、留学生受入や海外派遣といった相互交流（サマープログラム等）を強化する。	2－3－1. 部局は、新カリキュラムを順次提供するとともに、授業アンケート等を通じて、シラバスの実質化、公正な成績評価、厳格な単位の運用等がなされているかを検証する。	2－3－2. 学生の体系的な学習を促進するとともに、順次性、体系性のある新カリキュラムの構築のために、科目番号制（ナンバリング）を全学的に導入する。
	2－3. 教育の質保証と国際標準化を進めるとともに、授業アンケートにより恒常的に成果を検証し、改善する。	2－4－1. 教育室のもと、アセスメントプランを策定し、到達度評価実施体制を整備する。	2－4－2. 教育室のもと、アセスメントプランに沿った学生アンケート、および卒業生、企業アンケートを実施するとともに、教育改善のために学生との懇談を実施する。
	2－4. PDCA サイクルに基づく教育の質向上を行うため、アセスメントプランを策定し、学生の意見や学修状況、学修成果の状況、卒業後の状況に関するデータを把握し、恒常的に教育改革の達成度の検証及び改善を行う。		

	<p>2－5．学生の主体的な学修を促すため、アクティブラーニングをはじめとした効果的な教育方法を開発するとともに、国際通用性を備えた教育活動を担う教員の教育力向上に係るファカルティ・ディベロップメント(FD)を通して、その成果を学内で普及・発展させる。</p>	<p>2－5－1．全学教育推進機構の協力のもと、教育室において、アクティブラーニングを促す授業の展開状況を把握するための調査を開始する。</p> <p>2－5－2．新任教員を対象として、組織的なFDの実施を開始する。全学教育推進機構は、各部局の求めに応じて、部局のニーズを反映したFDの実施に協力する。各部局は、部局FDを実施する。</p>
(3) 学生への支援に関する目標	(3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置	
3．学生の生活・学修・キャリア形成を支援する取組を充実させ、安心して意欲的な学修に取り組むことができる環境を整備する。	<p>3－1．優秀な学生に安定的な学修環境を提供するため、奨学金、授業料等減免、ティーチング・アシスタント(TA)、リサーチ・アシスタント(RA)制度等を活用し、学生に対する経済的支援を充実させる。</p>	<p>3－1－1．TA制度を再編し、その効果に注目しながら新制度を運用する。特に新たに導入したティーチング・フェロー(TF)制度について、教員・TF双方からの報告書をもとに、部局教務委員会と教育室で今後の改善に向けて検討する。</p> <p>3－1－2．各部局は、各種奨学金情報を収集し、学生へ提供するとともに、学生支援の充実として、表彰制度を推進する。</p>
	<p>3－2．学生の学修を支援するため、Eラーニングシステムをはじめとした情報通信技術を活かした教育環境を整備する。</p>	<p>3－2－1．サイバーメディアセンターは、全学教育推進機構を支援して、情報通信技術を用いた教育環境の整備と、全学授業支援システム、講義自動収録配信システム、授業応答システム等の全学運用を行い、全学教育推進機構は、これらのシステムの利用者支援を行う。</p> <p>3－2－2．各部局は、教材の電子化、遠隔講義</p>

		の活用等を行う。加えて、サイバーメディアセンターの協力を得て、全学的なオンライン教材作成支援環境の整備を検討し、教科数の増加を目指す。
3－3．学生の主体的活動を支援するため、学内のプログラムである「学部学生による自主研究奨励事業」等により、課外研究・課外活動を奨励するとともに、課外活動施設、ラーニングコモンズ等を整備・活用する。	3－3－1．学習サポート制度を促進する。また、自習室やコミュニケーションスペース等の整備状況を統合的に把握し、全学的な最適配置について検討する。 3－3－2．自主的な課外研究・課外活動を奨励する体制及び環境の整備について、コモンズ等での活動状況の広報を強化することで促進する。	
3－4．全ての学生が充実したキャンパスライフを送れるようにするために、キャンパスライフ支援センターが各部局に対して、学修上の困難や障害のある学生の修学支援のためのコンサルテーションを行うなど、キャンパスライフ支援センターと各部局が連携した修学支援体制を強化する。	3－4－1．キャンパスライフ健康支援センターを中心に、カウンセリング体制の充実を図るとともに、学生が相談しやすく分かりやすい包括的学生支援体制を強化し、全学的な相談支援体制の整備に取り組む。	
3－5．学生のキャリア形成意識を高め、就職活動を支援するため、キャンパスライフ支援センターと各部局との連携とキャンパスライフ支援センターの組織体制を強化する。また、キャリア形成教育科目及びキャリア支援の改善・拡充を行う。	3－5－1．キャリア形成教育科目の体系化に向け、キャリア形成関連科目の現状を引き続き精査し、科目の改善・拡充に取り組む。また、学内におけるインターンシップの実施状況を調査し、インターンシップの充実に取り組む。 3－5－2．キャリア支援における学内連携を強化するとともに、産業界との連携を強化して学内キャリア支援イベントを拡充させる。	

(4) 入学者選抜の改善に関する目標	(4) 入学者選抜の改善に関する目標を達成するための措置
4. 多様な能力や経験を持つ、志の高い優秀な人材を国内外から選抜するため、入試方法の多様化と多面的・総合的入試のための体制整備に取り組む。	<p>4－1. アドミッションポリシーに基づき、従来の入試選抜方法に加え、国際バカロレア、TOEFL 等の外部試験・資格、能動的・主体的に取り組んだ活動経験、面接又は口頭試問の結果等、多様な観点を取り入れた独自の総合入試制度を平成 29 年度から導入し、入学定員の約 10%（約 300 人）を受け入れることを目指す。また、国全体の入試制度の変更を見据えて、多面的・総合的入試を確実に実施するための学内体制を整備する。</p>
	<p>4－2. グローバルアドミッションズオフィスを中心として、新たな私費外国人留学生入試（海外で入試選抜試験を実施した上で、入学前に本学で日本語予備教育を行う等）等、多様な入試選抜方法によって、留学生を増加させ、平成 33 年度末までに全学生の 15%程度の留学生を受け入れる。</p>
	<p>4－3. スーパーサイエンスハイスクール（SSH）、スーパー全球ハイスクール（SGH）に採択された高校等と密接な連携をとり、グローバル人材の育成を推進する。また、生涯を通じた学修を促すため、公開講座や学術講演会など、社会人が学べる環境を充実させる。</p> <p>4－1－1. 高等教育・入試研究開発センターは、平成 28 年度に実施した平成 29 年度「世界適塾入試」の結果を分析し、各部局と協力して多面的・総合的選抜の改善に資する調査研究を行うとともに、次年度以降の入試に必要な改善内容を検討する。</p> <p>4－2－1. 海外在住私費留学生特別入試について、引き続き、従来の入試改善を図りつつ、本方式による留学生特別入試を実施する。</p> <p>4－3－1. 連携協定校との連携強化を推進し、大学訪問、高校訪問などを増加させる。また、スーパー・サイエンス・ハイスクール採択校、スーパー・グローバル・ハイスクール採択校との連携をさらに強化し、本学教員の指導を充実させる。さらに、探究学習の推進を図るために、高校教員を対象とした指導法セミナーを実施する。</p> <p>4－3－2. 大阪府教育委員会と連携し、高校教員の再教育に関するプログラムを実施する。ま</p>

		た、公開講座、学術講演会により、社会人リカレント教育の充実を図る。
2 研究に関する目標	2 研究に関する目標を達成するための措置	
(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標	(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置	
5. 社会変革をもたらすイノベーションの推進や心豊かで平和な社会の実現のため、学内の多様性を強みとした異分野融合による新たな学術領域の創造、学術研究の推進により、学問の真髄を極める基礎・基盤研究を振興する。	<p>5－1. 学問の真髄を極める基礎・基盤研究を推進するため、研究分野ごとの研究力の状況を把握するための指標の収集、分析に係る新たな評価システムを整備し、研究マネジメント人材を確保・活用しつつ、強みを有する研究分野を把握する。</p> <p>5－2. 萌芽期にある若手研究者の研究支援を積極的に行うため、本学独自の支援プログラムである若手研究者キャリアアップ支援プログラムやチャレンジ支援プログラム等を発展させる。</p> <p>5－3. 本学の強みである分野横断型の新領域研究を創成するためのインキュベーションとして、異分野複合領域を含めた世界屈指の学術領域を創成するための母体となる組織を平成33年度末までに10領域程度設置する。(戦略性が高く意欲的な計画)</p>	<p>5－1－1. 研究力評価のためのデータを収集・加工し、研究マネジメント人材を確保・活用しつつ、研究分野ごとの研究力の状況を把握するための評価システム案を策定する。</p> <p>5－2－1. 本学独自の支援プログラムとして、科研費における若手研究者の独立支援の仕組みを活用した研究活動スタート支援など新たな方策を導入して実施するとともに、より効果的な方策を検討する。</p> <p>5－3－1. データビリティフロンティア機構において、データ駆動型研究を学内の様々な分野に導入し、先導的学際研究をより一層推進する。また、新学術領域を創成する組織として、平成29年1月に設置した「先導的学際研究機構」に学内の幅広い分野から新たな学際融合研究を目指す研究領域を選定し、新たな部門等を創設する。</p>
(2) 研究実施体制等に関する目標	(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置	
6. 多様な知の協奏と共創を実現することを目的とした世界屈指の研究型総合大学への進化を可能とするグローバルかつ闊達な研	6－1. 優秀な人材を確保し闊達な研究環境を実現するため、評価連動型年俸制やクロス・アポイントメント制度等を活用し、優	6－1－1. 国際共同研究促進プログラム(短期人件費支援)を実施し、クロス・アポイントメント制度等の活用により、優れた業績を有する

究環境を整備する。	れた業績を有する研究者の招へいを進める。	研究者の招へいを推進する。
	6－2. 質の高い国際共同研究を推進するため、国際共同研究促進プログラムをはじめとする様々な制度を活用し、国際ジョイントラボ等を平成33年度末までに80程度形成する。(戦略性が高く意欲的な計画)	6－2－1. 「国際共同研究促進プログラム」に新たな支援形態を設け、従来のプログラムと合わせて10件程度採択・支援し、国際ジョイントラボ等の形成を更に推進する。
7. 附置研究所・センター等における共同利用・共同研究を通じて大学の研究力向上に寄与するとともに、附置研究所・センター等の機能を強化する。	6－3. 異分野の若手研究者との共同研究を支援する学内プログラム等を活用し、本学がイニシアティブを取り得る領域を先導する優れた研究者を支援する。	6－3－1. 分野横断的、学際・融合的な研究の仕組みつくり及び研究力強化に向けた取組みとして、若手研究者を中心とした構想等を支援する「知の共創プログラム」を引き続き実施し、学内共同研究を支援する。
	7－1. 大学の研究力の増大、研究機能向上に寄与するため、共同利用・共同研究拠点を介した共同利用・共同研究を実施するとともに、これらの活動を通じた人材育成に取り組む。	7－1－1. 共同利用・共同研究の各拠点及び学内共同教育研究施設は、学内及び学外との共同利用・共同研究を実施し、これらの活動を通じて、大学院生や研究者を育成する。
	7－2. 我が国の学術研究の裾野を広げ、水準を高めるため、共同利用・共同研究拠点を介した学術研究の進展や新分野創成等に取り組む。	7－2－1. 共同利用・共同研究の各拠点及び学内共同教育研究施設を介して、海外の研究機関・研究者等との共同利用・共同研究、新分野創成等に向けた共同利用・共同研究を実施する。
	7－3. 共同利用・共同研究拠点の機能強化及び国際的な研究環境の整備等を進めるため、研究所・センター間の連携に向けた施策(共同利用・共同研究の公募等)の促進、人材育成・人材交流のための施策(滞在型研究員、客員教員、招へい教員等の受	7－3－1. 共同利用・共同研究の各拠点及び学内共同教育研究施設は、共同利用・共同研究拠点の機能強化及び国際的な研究環境の整備等を進めるため、他拠点等との協定の締結、他拠点等との合同での共同研究・共同利用の公募、シンポジウムの開催等、拠点間連携、人材交流

	け入れ) などに取り組む。	等のための施策を実施する。
3 その他の目標	3 その他の目標を達成するための措置	
(1) 社会連携や社会貢献に関する目標	(1) 社会連携や社会貢献に関する目標を達成するための措置	
8. 社会ニーズを先取りしたオープンイノベーションを創出すべく、産学官の戦略的かつ包括的な連携を強化・推進し、本学の研究成果を国内外に広く還元することで、グローバル社会が求める責務に応える。	<p>8－1. 産学官連携組織を通じて、個別企業等との共同研究・受託研究と併せて地域の経済団体等との多様な連携を推進する。また、本学の海外拠点等と連携して国際的な連携を推進する。</p> <p>8－2. 学内及び学外の様々な組織と連携して大学の知的財産の創造・保護・活用を促進する。</p> <p>8－3. 企業等との協働研究所や共同研究講座等の阪大方式の産学連携制度を深化させ、これらを利用して産学連携での人材育成や挑戦的な研究に取り組む。共同研究講座・協働研究所等については、平成33年度末までに新規のテーマに取り組む講座・研究所を40以上にすることなどにより、共同研究費が1000万円以上の大型共同研究を増加させ、新しい研究テーマの発掘やオープンイノベーションの創出につなげる。(戦略性が高く意欲的な計画)</p>	<p>8－1－1. 産学官連携に向けた地域経済団体等との協議を行うとともに、個別企業等との共同研究・受託研究を推進する。</p> <p>8－1－2. 海外との産学連携実施に向け、海外拠点等との検討を進め、連携先となり得る海外機関の候補を選定する。</p> <p>8－2－1. 各部局の産学連携・知的財産担当部署、ならびに、関係する学外組織・企業との連携から、事業創出に向けた技術移転を検討する。また、大阪大学保有の知的財産の状況分析から、新たな知的財産活用推進方策を検討する。</p> <p>8－3－1. 「産学連携から産学共創へ」を新たなコンセプトに掲げ、協働研究所・共同研究講座の多数部局への設置を検討し、協働研究所・共同研究講座を通じた実践型人材の育成を行う。新規のテーマに取り組む講座・研究所の設置と1000万円以上の大型共同研究を増加させ、新しい研究テーマの発掘やオープンイノベーションの創出につなげるため、部局横断的に企画・マネジメントを進め、産学共創をオープンイノベーションで行う「共創テーマ」を探索する。</p>

9. 大学知の循環を活発化させるため、大学の知的資源を広く社会に発信し、社会との連携・協働による社会貢献活動を行う。	<p>9－1. 各種公開講座、サイエンスカフェ、ワークショップその他の公開イベント等により研究者の研究成果を発信するとともに、参加者アンケート等により、これらの実施状況を検証して活動を活性化させる。このようにして、研究者の研究成果の積極的な公開等、大学知と大学の人的資産を広く社会に発信するアウトリーチ活動をさらに強力に推進する。</p>	<p>9－1－1. 大阪大学21世紀懐徳堂が中心となり、学内の社学連携に関わる組織と連携・協働する基盤を構築し、より効果的な社学連携活動に取り組み大学知等を広く社会に発信する。</p> <p>9－1－2. 研究者に対して社会貢献活動を啓発し、アウトリーチ活動を支援する。</p>
	<p>9－2. 自治体、企業、卒業生等と連携・協働して、公開講座、セミナー、シンポジウム等の催事を開催するなどにより、学術・文化・教育その他の社会貢献活動を充実させ、これらの活動を通じて知的資源の情報発信を一層推進する。</p>	<p>9－2－1. 大阪大学21世紀懐徳堂を中心に、自治体等と連携・協働基盤を構築し、双方の活動に資する社会貢献活動を主として中之島地区を拠点として行うための方策等を検討する。</p> <p>9－2－2. 学生の主体的な社学連携活動を支援する。</p>
	<p>9－3. 関係機関との密接な協力のもと、医学・心理学等の既存の学問領域を超えた「子どものこころと脳発達学」に関わる新たな研究領域を開拓し、教育現場における諸課題の克服に資するよう、研究成果の社会への還元や関係する普及啓発活動を進める。</p>	<p>9－3－1. 医学・心理学等の既存の学問領域を超えた「子どものこころと脳発達学」に関わる新研究領域において、子どもの心の問題に関する諸問題について、教育、福祉などの現場と連携してその解明と対処法について検討し、成果を広く発信する。</p>
(2) グローバル化に関する目標	(2) グローバル化に関する目標を達成するための措置	
10. 徹底した「国際化」を全学的に断行することで国際通用性を高め、多様な知の協奏と共創を具現化する世界展開力を強化する。	<p>10－1. スーパーグローバル大学創成支援事業の目標達成に向け、グローバルな活動により高い専門性と国際的な視野を育成するため、平成33年度末までに全学生の8%の学生を海外に派遣する。また、バッ</p>	<p>10－1－1. 学生交流推進WGにおいて検討した留学生受け入れ増加及び派遣増加の方策を、グローバル連携室及び教育室に働きかけ、実行可能なものから順次実施していくとともに、引き続き増加策やリスク管理策について検</p>

	<p>クグラウンドを異にする「知の交流」を促進するため、平成 33 年度末までに全学生の 15% の留学生を受け入れる。 (戦略性が高く意欲的な計画)</p>	<p>討する。実施した方策については、効果を分析し、次年度以降の計画に反映する。特に受入れについては、サマープログラムの拡充を行い、派遣については短期プログラムの外部委託に向けた検討を進める。</p> <p>10-1-2. 海外在住私費外国人留学生特別入試において優秀な成績で入学した留学生に対し、奨学金の支給または授業料免除による就学支援を引き続き行う。また、日本でのビジネスマナーやビジネス日本語のセミナー、留学生対象の企業説明会等を学内及び大阪府下の大学、経済界と連携し、留学生の就職支援に積極的に関わる。</p>
	<p>10-2. スーパーグローバル大学創成支援事業の目標達成に向け、学生・研究者の国際交流を促進するため、海外の大学・研究機関等との大学間学術交流協定の戦略的な締結を進め、平成 32 年度末までに 120 件に増加させる。また、グローバルキャンパスの一環と位置付ける海外拠点を体系的に整備・拡充し、その活動を活発化させる。</p>	<p>10-2-1. グローバル連携室を中心に既存の交流協定に基づく交流状況の調査結果の解析を進め、大学間協定の位置づけや役割について再確認を行い、大学間交流協定締結の戦略策定を行う。</p> <p>10-2-2. 本学における国際交流をより一層促進させるため、グローバル連携室を中心に海外拠点等を利用して海外の大学等の情報収集を行うとともに、ASEAN キャンパスの設置に向けた準備を行う。また、UC/UCEAP オフィスと連携した各種プログラム等を実施し、受入学生数の増加並びに学生の国際教育、海外留学への意識を向上させる。</p>
	<p>10-3. スーパーグローバル大学創成支援事業の目標達成に向け、新規採用者等への年俸制導入により平成 33 年度末までに 1700 名程度の年俸制教員を採用するとともに、</p>	<p>10-3-1. 国際共同研究促進プログラム等を引き続き利用し、クロス・アポイントメント制度を積極的に活用するとともに、外国人教員雇用支援事業及び国際公募手続支援により、外国人</p>

	クロス・アポイントメント制度等を活用し、平成33年度末までに外国人教員数を400名程度に増加させる。	教員の更なる雇用を促進する。また、在職教員の年俸制への移行を促進させ、年俸制教員を増加させる。
(3) 産業競争力強化法の規定に基づく出資等に関する目標	(3) 産業競争力強化法の規定に基づく出資等に関する目標を達成するための措置	
11. 大学によるイノベーション活動の世界標準化のため、産業競争力強化法に基づく認定特定研究成果活用支援事業者に対して出資並びに人的及び技術的援助等の業務を行うことにより、大学における技術に関する研究成果の事業化及び教育研究活動を活性化させる。	11-1. 認定特定研究成果活用支援事業者の株主として、プログラムのパフォーマンスをみるため、学内に設置した共同研究・事業化委員会等に認定特定研究成果活用支援事業者から報告されることにより、その運営状況のモニタリングに取り組む。 11-2. 大学における技術に関する研究成果を事業化させるため、認定特定研究成果活用支援事業者との情報共有体制の構築によるプレ・インキュベーションの支援、人的・技術的支援、新たな社会的価値創出に結び付く事業化のための助言を、特別運営費交付金を活用し取り組む。 11-3. 大学における教育研究活動を活性化させるため、認定特定研究成果活用支援事業者の事業活動に関連する共同・受託研究の推進、特別運営費交付金を活用したアントレプレナー教育の推進に取り組む。 11-4. イノベーションエコシステムを構築するため、認定特定研究成果活用事業者の事業に結び付く民間ベンチャーキャピタル	11-1-1. 共同研究・事業化委員会において、大阪大学ベンチャーキャピタル株式会社から出資事業の活動状況の報告を受け、モニタリングを実施するとともに、大阪大学ベンチャーキャピタル株式会社とも連携し、大阪大学発ベンチャーの活動を活性化させる方策を導入する。 11-2-1. 共同研究・事業化推進グループにおいて、目的積立金（特別運営費交付金）を活用した事業計画、実施体制、予算計画を実施するとともに、特許分析、研究者データベースを活用し、実用化を目指す技術シーズを発掘する。 11-2-2. プロジェクト支援により、技術シーズの育成を開始する。 11-3-1. 大学における教育研究活動活性化のために、大阪大学ベンチャーキャピタル株式会社と連携して、本学の共同研究・受託研究を推進する。 11-3-2. 目的積立金（特別運営費交付金）を活用した事業化のためのアントレプレナー育成を実施する。 11-4-1. イノベーションエコシステムを構築するため、大阪大学発ベンチャーの事業に結び付く民間ベンチャーキャピタル（VC）や事業会

	<p>ル (VC)・技術移転機関等との連携に、特別運営費交付金を活用し取り組む。</p>	<p>社等との連携について、研究シーズを事業化へ橋渡しするための学内グラント制度を推進する中でマッチングを行うなどの方策を試行する。</p>
	<p>11－5. 地域における経済活性化に貢献するため、認定特定研究成果活用支援事業者と連携して、大学発ベンチャーの設立や地域の企業、自治体との連携に取り組む。</p>	<p>11－5－1. 地域における経済活性化に貢献するために大阪大学のシーズを活用した大学発ベンチャーの設立を支援する体制を各部局と連携し、構築する方策について、大阪大学ベンチャーキャピタル株式会社と連携して検討する。 11－5－2. 大阪大学発ベンチャーと地域企業・自治体との連携を構築する方策を開始する。</p>
(4) 附属病院に関する目標	(4) 附属病院に関する目標を達成するための措置	
12. 先進医療開発病院、高度機能病院及び地域中核病院としての機能を向上させる。	<p>12－1. 医学部附属病院及び歯学部附属病院の特質と機能を活かして、臨床研究・橋渡し研究を推進するとともに、社会の要請に応じた先進的医療を開発・導入する。</p>	<p>12－1－1. 臨床研究及び新規医療技術のトランスレーショナルリサーチの実践を推進するとともに、先進的医療の開発・導入を推進する。 臨床研究環境の整備や臨床研究の支援を強化するための組織の設置に取り組む。</p>
	<p>12－2. 高度機能病院・地域中核病院として地域病院等との連携に取り組み、急性期医療、がん治療、移植医療、再生医療等を推進する。</p>	<p>12－2－1. 地域連携支援体制の充実に取り組むとともに、高度機能病院として集学的がん診療、臓器移植、造血幹細胞移植、再生医療等を推進する。</p>
	<p>12－3. 医療の質と安全性の向上を推進するため、医療安全・感染対策等に関わる取組・体制を充実させる。</p>	<p>12－3－1. 医療安全の徹底及び職員教育として、医療安全・感染対策等に関わる講習会・研修会の開催や院内巡視等に取り組む。</p>
13. 教育・研修機関としての大学病院の使命を果たす。	<p>13－1. 良質な医療従事者を育成するため、医療研修制度の検証・改善、専門医等の育成に向けた教育、各種医療従事者に対する</p>	<p>13－1－1. 平成30年度に開始予定の新たな専門医制度に対応した専門研修施設及びプログラムを整備する。</p>

	生涯研修に取り組む。	歯科医師臨床研修プログラムの検証・改訂に取り組む。 専門医等の育成に向けた教育の実施、各種医療従事者に対する研修の実施や学術セミナーを開催する。
14. 適切な運営基盤を構築し、大学病院の診療の活性化を推進する。	14－1. 機能的で効率的な運営体制を確立し、病院経営基盤を強化するとともに、患者サービスの向上に取り組む。	14－1－1. 各診療科及び各部署を対象として病院長によるヒアリングを実施し、現状の把握・分析、問題点の抽出を行い、改善に向けた取組を推進する。 附属病院収入の安定的な確保に向け、病院長のリーダーシップのもと、病院長裁量経費等の配分や適正な人員配置に取り組む。
II 業務運営の改善及び効率化に関する目標		II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置
1 組織運営の改善に関する目標		1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置
15. 総長のリーダーシップのもと、機動的・弾力的な組織運営を行い、学内外の意見を適切に反映しつつ、大学が直面する諸課題に迅速に対応する。その過程においては、本学構成員の合意形成と透明性の確保を旨とする経営戦略に基づくガバナンスを確立する。	15－1. 総長のリーダーシップのもと、大学の強みや特色を生かした機動的なガバナンス体制を構築する。また、大学全体で取り組むべき横断的な教育・研究を機動的にマネジメントすることにより、総長のリーダーシップを発揮しやすい環境を整備する。これらの取組を通じて積極的な大学改革と部局マネジメントを進める。 15－2. 大学の戦略に沿った重点施策を効果的に推進するため、総長のリーダーシップのもと、予算・ポスト等の学内資源配分等を戦略的に行う。	15－1－1. IR を活用し、意思決定に際して適切な情報にアクセスできる仕組みの構築を進めるなどにより、大学の戦略的課題に柔軟かつ機動的に対応する。部局の基盤的な活動を支えつつ、部局の活性化を促すための資源の再配分を行う。 15－2－1. 将来構想「OU ビジョン 2021」の実現の観点から、以下の取組みを推進する。 ・総長のリーダーシップのもと、重点的かつ戦略的な予算配分 ・戦略的・重点的な留保ポストの配分

	<p>15－3．優秀な人材を確保するため、評価運動型年俸制、クロス・アポイントメント制度等を推進するなど、人事・給与制度の柔軟化に取り組む。</p> <p>15－4．内部統制を整備するため、迅速かつ機動的な内部監査を行いつつ、監事及び会計監査人との連携を強化しながら運用状況の検証・評価に取り組み、適正な事務処理の改善に反映させる。</p>	<p>15－3－1．評価運動型年俸制を推進するとともに、クロス・アポイントメント制度の適用を民間企業等に拡大して、実施を推進し、更なる人事・給与制度の柔軟化を検討する。</p> <p>15－4－1．平成29年度業務監査及び会計監査に係る監査計画を作成し実施する。また、監事、監査室、会計監査人との三者会議を実施し、監査結果を共有する。 平成29年度監査報告書を作成し、監査結果の概要を総長に報告する。</p> <p>15－4－2．平成28年度業務監査及び会計監査の指摘事項等への改善状況を事後確認する。平成29年度監査報告書を作成し、平成28年度監査の指摘事項等への改善状況を総長に報告する。</p>
16．大学の多様な活動を支えるため、多様な人材の活用、教職員人事の活性化と人事制度の柔軟な運用を推進する。	<p>16－1．個々の教育研究活動を活性化させるため、柔軟な人事制度及び公平性を確保した評価制度の下、公正かつ適切な待遇を行う。</p> <p>16－2．男女協働推進を加速させるため、構成員の意識や働き方の改革を図るとともに、育児室、短時間勤務制度など必要な環境を整備する。また、ポジティブアクション等の実施により、女性教員の採用比率等を向上させ、女性管理職の割合も11%程度に増加させる。さらに、産学官連携による女性研究者循環型育成クラスターを平成31年度に形成し、自然科学系女性研究者の育成を強化する。</p>	<p>16－1－1．教育研究等の実績に応じた新たなインセンティブ制度を実施するとともに、更なる教育研究活動の活性化を図るための公正な教員評価制度について検討する。</p> <p>16－2－1．「大阪大学男女協働推進宣言」に基づく「男女協働推進アクションプラン」(学修・研究・就業と家庭生活の両立支援の強化、女子学生・女性上位職拡大の加速化、ダイバーシティ環境の実現に向けた構成員の意識改革)を推進するとともに、文部科学省科学技術人材育成費補助事業「ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ(牽引型)」により、協力機関が参加する「大阪男女協働推進連携会議」を設立して産学官連携の女性研究者育成に向けた取組を実施する。</p>

	<p>16－3．40歳未満の優秀な若手教員の活躍の場を全学的に拡大し、教育研究を活性化するため、若手教員の雇用を促進し、退職金に係る運営費交付金の積算対象となる教員のうち、若手教員の割合を平成33年度末に30%程度に増加させる。</p>	<p>16－3－1．大阪大学若手研究者育成ステーションにより、若手教員の雇用に関する計画に基づき、テニュアトラック制の普及・定着を図るとともに、人件費、研究費等の経費支援を行う。</p>
	<p>16－4．多様な人材の活用を一層進めるため、障害者雇用など社会が求める雇用の環境整備に取り組む。</p>	<p>16－4－1．障がい者法定雇用率の達成（維持）に努め、障がい者雇用に係る施策を維持・検証しつつ、障がい者雇用や高年齢者雇用のための新たな業務内容等について検討する。</p>
	<p>16－5．大学を支える優れた人材を育成するため、国内外の諸機関との人事交流を積極的に行い、各種研修制度等により教職員の能力を向上させる。</p>	<p>16－5－1．教職員に対する研修、国内外の諸機関との人事交流及び自己啓発休職等を引き続き活用しつつ、キャリアパスに応じた人材育成システム等を検討する。</p>
2 教育研究組織の見直しに関する目標		2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置
17．教育研究力の活性化に向けた組織の在り方を恒常に見直し、効果的かつ未来志向な組織整備を進める。	<p>17－1．総長のリーダーシップのもと、部局や各組織の果たすべき役割や機能の必要性を戦略的に判断し、教育研究組織の再編成に取り組む。また、当該見直し・再編成の効果を事後に検証するなど、組織の機能の在り方を見直す仕組みを構築する。</p>	<p>17－1－1．総長のリーダーシップのもと、大学の機能強化の観点から教育研究組織の果たすべき役割や機能を検証し、同組織の見直しを行う。</p>
	<p>17－2．新たな教育研究組織を平成29年度に設置し、本学の教育研究資源を戦略的に発展・統合させ、異分野の統合や新学術領域に関わる知の統合学修を、高次元かつ個性豊かなプログラムを基盤としながら実現する。</p>	<p>17－2－1．コミュニケーションデザイン・センター、グローバルコラボレーションセンターや超域イノベーション博士課程プログラム等の成果を活かし、CO デザインセンターなどが関与する卓越大学院構想を検討する。</p>

3 事務等の効率化・合理化に関する目標	3 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置	
18. 高度な教育研究をサポートする効率的・効果的な事務体制の確立に向けた取組を進める。	18-1. 効率的・効果的な事務体制を確立するため、新たなニーズや業務内容の変化に応じて事務組織を整備するなど、事務組織の機能や編成を見直し、事務改革に取り組む。	18-1-1. 事務組織の機能や編成について効率性・効果性の観点から検討するとともに、可能なものから組織整備を進める。
	18-2. 事務の効率化を進めるため、事務処理方法を見直すことにより、事務手続きの簡素化を進めるとともに、ITシステムの活用等に取り組む。	18-2-1. 引き続き、事務簡素化・効率化について検討するとともに、可能なものから実行する。
	18-3. 教育・研究のサポートを強化し、社会の要請に適切に対応できるようにするため、各種研修制度等により事務職員の能力を向上させ、柔軟で活力を持った事務体制の構築に取り組む。	18-3-1. 英語力向上に資する取組を推進するため、TOEIC-IP を受験した若手職員(平成27年度受験者)のスコアを前回と比較するとともに、英語力強化に対する意識等を確認し、研修等を実施する。 18-3-2. 知的財産の専門研修等を実施し、職務にかかる専門性の向上を図る。
III 財務内容の改善に関する目標	III 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置	
1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標	1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置	
19. 外部資金を獲得しつつ、大学独自の基金制度により自己収入を増加させる。	19-1. 持続的・効果的な経営基盤を構築するため、大型研究費獲得支援、科研費相談員制度等により、競争的資金、奨学寄附金などの外部資金の獲得を促進するとともに、附属病院収入の增收方策の推進等により、学生納付金や附属病院収入などの自己	19-1-1. 競争的資金の獲得を促進するため、科研費相談員制度、URAプロジェクトによる模擬ヒアリング等の支援を継続して実施するとともに、科研費における若手研究者の独立支援の仕組みを活用した方策を新たに実施する。

	収入を確保する。	19－1－2．受験生を確保するため、本学の教育や研究内容等について積極的に広報を行う。 19－1－3．附属病院収入の安定的な確保の実現に向け、適切な物的資源の配分や人的配置を行う等、增收に向けた方策を引き続き実施する。
	19－2．卒業生、保護者、企業などへの募金活動を強化することにより、本学独自の基金「大阪大学未来基金」を拡大させる。	19－2－1．基金獲得のための多角的な事業の展開と効果的な対面・非対面活動を実施する。本学卒業生との継続的な関係の構築を強化し、基金獲得体制を整備する。また、大阪大学創立90周年・大阪外国語大学創立100周年記念事業推進のためこれまでの実績を検証し、引き続き基金を獲得できる方策を検討する。
2 経費の抑制に関する目標	2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置	
20．健全な財務内容を維持するため、経費の抑制とコストの削減を行う。	20－1．業務の検証に基づく経費の合理的執行の徹底、情報技術の積極的な活用の推進、効率的な施設運営により管理的経費の削減を行う。	20－1－1．各種役務契約の見直し等により、経費削減に繋がる改善策を引き続き推進する。 20－1－2．エネルギーの実績データを利用して、各部局の使用状況を分析し、その結果を周知することで省エネ意識を浸透させる。 20－1－3．前年度に導入した旅費業務のアウトソーシングにより、旅費にかかる経費の削減に繋げる。
3 資産の運用管理の改善に関する目標	3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置	
21．リスクに留意しながら資産と資金の有効な運用を行う。	21－1．資産の効率的・効果的な活用のため、保有資産の現状を正確に把握・分析し、学内の教育研究機器の全学共同利用化などを実施する。	21－1－1．本学が保有する設備・機器のデータに基づき、共用化促進のための基礎データベースの構築・整備を進め、保有資産の有効活用等の促進に向けた取組を実施し、設備・機器の効率的な利用促進を実現する。

	21－2．資金の計画的な運用を行うため、今後の資金需要や金利動向等を勘案しつつ、長期・短期を組み合わせたきめ細かい資金運用を実施する。	21－2－1．資金の計画的運用を行うため、平成28年度にワーキンググループから改組した運用検討委員会（仮称）の検討を踏まえ、最適な運用に取り組む。
IV　自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標	IV　自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置	
1　評価の充実に関する目標	1　評価の充実に関する目標を達成するための措置	
22．教育、研究、社会貢献及び管理運営に関する大学の諸活動を点検・評価し、その結果を組織運営の改善につなげる。	22－1．大学と各部局は中期目標・中期計画に沿った年度計画を策定した上で、計画の達成状況を自己点検・評価する。また、学外有識者等の多様な視点からの評価を受けるために外部評価を実施する。 22－2．評価結果は、部局にフィードバックするとともに、大学運営の改善に活用する。部局の評価結果等についてはホームページ等を通じて公表する。	22－1－1．新たな達成状況評価の仕組みに基づく部局評価を引き続き実施する。 22－2－1．国立大学法人評価の評価結果を全学にフィードバックするとともに、次年度の年度計画の立案に活用する。また、部局評価の評価結果を各部局にフィードバックするとともに、ホームページで公表する。
2　広報に関する目標	2　広報に関する目標を達成するための措置	
23．社会と向き合う戦略的な広報を展開して、大阪大学の認知度を国内外で高める。	23－1．本学のブランド力や知名度をより向上させるため、教育・研究・社会貢献などの大学の諸活動に関する情報発信を国内外向けに行う。さらに、英文ホームページを中心とした多言語ホームページの拡充等を通じて積極的な海外への広報活動を展開する。	23－1－1．広報活動を充実させ、大阪大学の教育・研究活動等を国内外に積極的に発信していく。

V その他業務運営に関する重要目標	V その他業務運営に関する重要目標を達成するための措置
1 施設設備の整備・活用等に関する目標	1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置
24. 地球環境に配慮し地域・社会と共生する安心・安全なキャンパスを整えつつ、教育研究における世界最高水準のグローバル・イノベーション拠点の実現を目指す。	<p>24－1. 教育研究環境等の改善及び機能を強化し、防災機能を高めつつ、グローバル化を促進するため、種々の整備手法などを活用する。進行中の「施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用するPFI(Private Finance Initiative)事業」を確実に推進するとともに、グローバルな視点からの宿舎再編整備等においてPFI事業を推進する。</p> <p>24－2. 世界的拠点として魅力ある教育研究環境を構築するため、長期的視野に立ったキャンパスマスターplanのもと、地球環境に配慮し地域・社会と共生する安心・安全なキャンパス環境の整備を進める。また、近隣自治体と連携して、キャンパスの整備を進める。</p> <p>24－3. 効率的なスペースの運用・再配分を行うため、全学的・戦略的な観点から施設の有効利用に関する点検・評価を実施する。</p> <p>24－4. 既存施設の長寿命化のため定期的な劣化状況の把握等を行い、独自の予算措置のもとに計画的な施設老朽化対策を実施するとともに、省エネルギーに資する効率</p>
	<p>24－1－1. 教育研究環境等の改善及び機能を強化し、防災機能を高めつつ、グローバル化を促進するため、種々の整備手法などを活用する。</p> <p>24－1－2. 進行中のPFI事業((豊中)学生交流棟施設整備等事業、(吹田)研究棟改修(工学系)施設整備等事業)を確実に推進とともに、グローバルな視点からの宿舎再編整備等において、PFI事業を推進する。</p> <p>24－2－1. キャンパスマスターplanに基づき、街路の継続的な補修など、安心して移動や利用ができるキャンパス交通環境の整備を進める。</p> <p>24－2－2. キャンパスマスターplanに基づき、構成員や周辺住民にとって魅力あるキャンパス環境を形成するため、キャンパスアメニティーの充実を進めるとともに、箕面新キャンパス移転に向けた、計画検討を行う。</p> <p>24－3－1. 整備完了後の施設について、施設の使用状況に関して、実地調査を伴う施設の点数調査を実施する。箕面キャンパスの共用スペースの運用を行う。 全学の講義室の稼働率について調査を実施する。</p> <p>24－4－1. 維持保全マニュアルに基づき、適切な維持保全を行うとともに、施設老朽化対策により緊急性、必要性の高い建物の改修、建築設備の更新等を実施する。</p>

	化・合理化を行う。	24-4-2. 省エネエネルギーの実施状況等の調査・分析を行い、効率的な省エネエネルギー対策を検討する。 省エネ推進会議を開催し、全学的な省エネエネルギー活動を推進する。 平成28年度の省エネ取組効果を踏まえ、平成29年度の省エネ計画を策定する。
2 リスク管理に関する目標	2 リスク管理に関する目標を達成するための措置	
25. 全学的なリスク管理体制のもと、危機管理意識の高い教育研究環境を構築する。	25-1. 危機管理意識の高い教育研究環境を構築するため、大学のリスクについて点検し、情報を一元管理する。	25-1-1. 危機管理意識の高い教育研究環境を構築するために、事故・災害に関する情報を各関連部署と連携し、大学のリスクについて点検し、事故・災害情報について、大学内で情報共有する。
	25-2. 実験・研究は、労働安全衛生法に基づく作業環境測定、安全衛生巡視、教職員健康管理など法令等に基づき厳正な安全衛生管理のもとで行うとともに、実験廃液の処理、薬品管理支援システムを運用するなど環境を保全する。	25-2-1. 実験・研究の安全衛生管理の推進のための作業環境測定を継続的に実施し、法令に基づいた各部局の安全衛生管理・環境保全対策にフィードバックする。 25-2-2. 適正な実験・研究環境の維持のための安全衛生巡視を継続的に実施し、各部局の安全衛生管理・環境保全の向上について指導・助言を行う。
	25-3. 学生・教職員の危機管理意識を高めるため、リスク管理・安全衛生管理・環境保全に関する講習会を開催するなど効果的なリスク管理教育を実施する。	25-3-1. リスク管理担当理事及び安全衛生管理部において、リスク管理・安全衛生管理・環境保全に関する全学的な教育・講習を継続的に実施する。
	25-4. 学生・教職員のこころの健康づくりを推進するため、相談や診療、復職支援等を実施するとともに、監督的立場にある教職員に対する研修会を開催することによ	25-4-1. メンタルヘルスケアに係る診療・相談・復職支援を適切に実施する。 25-4-2. ストレスチェックを適切に実施する。

	<p>り、メンタルヘルスケアを積極的に行う。また、研修の実施や啓発リーフレットの配布、ポスター掲示等、多様なアプローチによる啓発活動をし、ハラスメントの防止対策を徹底する。</p>	<p>25－4－3．教職員の理解を高めるために、各部局を対象にメンタルヘルス研究会を実施する。また、安全衛生管理部と協力して、管理監督の立場にある教職員を対象にメンタルヘルス講習会を実施する。</p> <p>25－4－4．ハラスメント防止のための研修等を実施し、予防啓発に努めつつ、新たな啓発方法について周知徹底し、その定着を目指す。</p>
3 法令遵守等に関する目標	3 法令遵守等に関する目標を達成するための措置	
26. 国民からの期待に応え、信頼される大学として、社会の要請や課題に対応しつつ、法令を遵守し、適正な大学運営を行う。	<p>26－1．公的研究費の不正使用を起こさないという決意を持ち、公的研究費の適正な執行管理を徹底するため、全学的な公的研究費の不正使用防止に関する責任体系のもとで、適正な運営及び管理のための環境整備、教職員の意識向上に向けコンプライアンス教育を実施する。</p> <p>26－2．研究者等に求められる倫理規範を修得させるため、教員・学生を対象とした研究活動における不正行為を防止するための倫理教育等を実施する。</p> <p>26－3．本学の有する情報資産の保護及び活用のため、大阪大学情報セキュリティポリシー及び対策基準を遵守し、情報セキュリティを確保する。</p>	<p>26－1－1．各部局の再発防止策の実施状況を実地確認し、再発防止策の継続的な実施を促すなど公的研究費の不正使用防止のための取組を実施する。</p> <p>26－1－2．公的研究費に携わる教職員・院生等の不正使用防止への意識向上に向け、広報誌の発行やリーフレットの配付及びコンプライアンス教育を実施する。</p> <p>26－2－1．各部局の研究倫理教育責任者が中心となり、研究分野の特性に応じた研究倫理教育を実施する。</p> <p>26－3－1．情報セキュリティの意識向上を図るため、講習会の開催及び意識チェックを実施する。</p> <p>26－3－2．情報セキュリティ確保に係る評価手法を検討する。</p>



大阪大学
OSAKA UNIVERSITY